山口県宅老所･グループホーム協会

第4回　理事会議事録

1 開 催 日 時　平成 28 年 8 月 8 日(月) 午後 2 時～午後 4 時 45 分
2 会　　場　山口県セミナーパーク 研修室218
3 理 事 総 数　13 名
4 出 席 者 数　11 名 (岡屋会長・山本副会長・久保田理事・安藤理事・嶋田理事・古城理事・山田理事・岡安理事・河口理事・長弘理事・中西理事)
欠席理事数　2 名(小川理事・坂本理事)
出 席 監 事　2 名(村山監事、村上監事)
欠 席 監 事　1 名(高津監事)
他　1 名(事務局 松井)
議 長:山本副会長
議事録署名人:村山監事、村上監事
議事録作成人:事務局

【会長挨拶】

横の連携（ブロック間)、縦の連携（全国 GH 団体連合会への加入）を深め、各事業所の意見を国、厚生労働省へ訴えていきたい。

新たに加入された理事には活発に活動頂きたい。理事会成立には過半数以上の出席が必要であるので理事の方には積極的な活動・参加をお願いしたい。

【議事】

議長に山本副会長、議事録署名人に村山監事、村上監事が選出され議事に入る。

議案第１号　報告事項

(1) 各部会

①研修部会

実践リーダー研修については本日時点の申込者数は２１名。市町経由での申し込みは今から来るが定員に満たない場合は追加募集をする。

9 月 22 日の実践リーダー研修既習者のフォローアップ研修については、認知症患者の踏切事故を題材に周南市の通山弁護士に打診する。

②学習部会

第 1 回学習会　9 月 16 日（金）13 時 30 分～16 時 30 分　講師　江藤文彦氏
テーマ「リーダー強化研修　～コーチングでコミュニケーションを強化する」
案内文を全会員に郵送する。

第2回学習会（2月）のテーマは虐待防止として、岡屋会長が林田俊弘氏に講師の打診をする。

③広報部会

GH協通信　定時社員総会号を発行した。ホームページを随時更新している。

FaceBookページを開設したい。

④調査研究部会

全国ＧＨ団体連合会のアンケートへの協力を全会員に依頼する。学習部会の案内文にアンケート協力に関する文書を同封する。

⑤地域（ブロック）部会

【岩国・柳井ブロック】

別紙予定表のとおり学習会等を開催する。

【光・下松・周南ブロック】

別紙予定表のとおり懇親会・勉強会を開催する。

【防府・山口ブロック】

7月29日に懇親会を開催した。

別紙予定表に変更がある。次のとおり変更

10月　グループホームニコニコ創　　見学会、学習会

12月　グループホーム白松苑　　見学会、学習会

2月　グループホームあかつき苑　　見学会、学習会

※救命救急法講習会は中止する。

【宇部・山陽小野田ブロック】

らくやの小林氏に宇部・山陽小野田ブロック活動をサポート頂き、別紙予定表のとおり見学会・勉強会を行うことになった。開催時間については利用者の食事の時間と重なるため再確認をする。

【下関・萩・長門ブロック】

別紙予定表のとおり学習会を開催する。

久保田理事より、学習部会と地域部会の学習会の内容や日程が重複することについて対応策がないかとの発言がある。対応策として、学習部会はGH協全体の事業であるので、次年度より早くから（総会前の５月頃）学習部会主催の学習会の内容・日程を立案することとする。そうすることで地域部会主催の学習会の日程や内容も決めやすくなる。日程や内容が重複しないことで会員にも学習会参加機会が増しメリットとなる。

(2) 通信手段について（メール活用について）

事務局より24事業所から回答（8/8現在）がある旨の報告。

(3) 年会費納入状況について

事務局より113事業所から入金済の報告がある。通帳記載の法人名とグループホーム名の

相違が多いため、未収の事業者の特定にもう少し時間を要する。未収事業者確定後、会費納入依頼を行っていく。

(4) 役員変更登記の完了について

事務局より 7 月 11 日の法務局への役員変更登記を申請し完了済の報告がある。ＧＨ協の登記事項証明書を回覧。

議案第２号　地域部会について　　（資料Ｐ１~１０）

(1) 運営について

嶋田部長、長弘副部長と各ブロック長とで地域部会の運営について話し合いを行った。

・学習会について

会員は全地域の学習会に参加できるようにする。学習会についてはアンケートをとり会員の意見等を集約する。また、広報部との連携をとり、ＨＰにアップする。学習会の案内はシフトの関係もあるため各ブロック早めにお知らせいただけるとありがたい。案内の方法については、メールを活用していきたい。講師への依頼は会長名で事務局より発送する。

・ブロック会費について

ブロック会費は年間５万円とし、年度ごとに清算する（締め日は 3 月 31 日)。過去の繰越金含め、次年度決算時に一旦本会計に返金する。各ブロックにおいて収支報告書を作成する。

・活動要項について

別紙地域（ブロック）部会活動要項を作成した。今後、必要に応じて要項を見直していく。

(2) 今後の予定　　※予定表参照

議案第３号　研修事業について

(1) 受講料について

実践者研修、実践リーダー研修の受講料について自由化となった。

今後収支計画を立てていくことが必要であるが、会員にメリットのある金額設定をしていく方向で次年度に向けて検討していく。

(2) 新カリキュラムについて

長弘理事より新カリキュラムの概要の説明があった。新カリキュラムに対応するため、次年度研修については早くから準備を行う必要があることを確認した。

議案第４号　特別企画「研修会開催について（全国ＧＨ団体連合会会長)」について

（資料Ｐ１１~１２）

岡屋会長より10月1日に全国ＧＨ団体連合会会長を招いて特別企画を行う旨の説明がある。内容としては、団体連合会の活動内容の話をしてもらう。参加者を対象とした懇親会を開催したい。会場については会場費が安く抑えられるということを理由に選定した。

特別企画を運営するにあたり、運営委員会を組織したい。委員会の構成員は会長、各部会

より１名、事務局としたい。地域部会は長弘理事が委員となる。他の部会については、後日相談のうえ１名選出する。

議案第５号　相談窓口について　（資料Ｐ１３）

岡屋会長より今年度の事業計画にあげているとおり相談窓口を設置したいとの発言がある。直接市町に相談しにくい面もあるため、GH 協においても相談窓口を設置する。相談内容は運営に関するものとする。会員から相談があった場合、別紙資料の要領により相談者に回答をし、回答内容はホームページに掲載していく。市町によって異なるローカルルールがあるため注意が必要である。そのため、ホームページに掲載するにあたり、どの市町からの相談であったかはわかるようにする必要がある。また、市町担当者によって回答内容が異なる可能性もあるため、閲覧者の責任において最終的には行政に確認する旨の注意書きをする。

ホームページの閲覧は会員に限らず閲覧ができるが、相談者は会員のみとする。

議案第６号　定款・会則・各種規程について

岡屋会長より、新しい役員の方については、GH 協の定款・会則・各種規程の確認をする旨の要請がある。

講師謝金規程を除き全ての規程をホームページに掲載する。

議案第７号　補足給付等要望書について（資料Ｐ１４）

岡屋会長よりグループホームについては補足給付がない旨の説明がある。グループホームについても補足給付を認めて欲しい旨の要望書を提出する。これまで提出先は３市町だけであったが、今後県内全市町に提出していきたい。ただ要望書を提出するだけであると市町の反応はないため、回答を求める形式で要望書を出していきたい。

議案第８号　新会員（個人会員）承認について（理事会規則第１６条２項）

早稲田浩士　氏　　平成２８年７月１１日申込

異議なく入会承認された。

【その他】

・宅老所の由来、制度について意見を交換した。

・監事の人数が１名増え３名体制となった。理事会出席については、監事間で調整いただき、出席いただきたい。

・次回理事会予定：平成２８年１１月

平成 28 年　　月　　日

会　　長　　 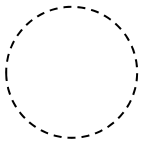

議　　長　　 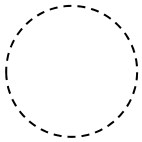

監　　事　　 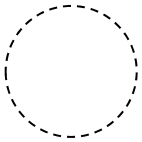

監　　事　　 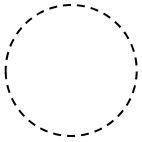

別紙　資料

地域部会

部長と部員を配置する。

目的

・ブロック活動の提案・相談・バックアップ、活動の活性化を図る。
・会員からの要望や相談、意見の集約をアンケート等用いて行い、理事会にて報告を行う。
・ブロック活動報告を取りまとめる。

ブロック活動について

・ブロック活動の予定を全ブロックに公表し、他ブロックの活動への参加を認める。ただし定員を考慮し主催するブロックの会員の参加を優先する。
・ホームページ等で会員に周知するため、ブロック活動報告を作成する。部会長へ提出。
・ブロック費に関しては収支報告を行い、実費清算とする。部会長へ提出。

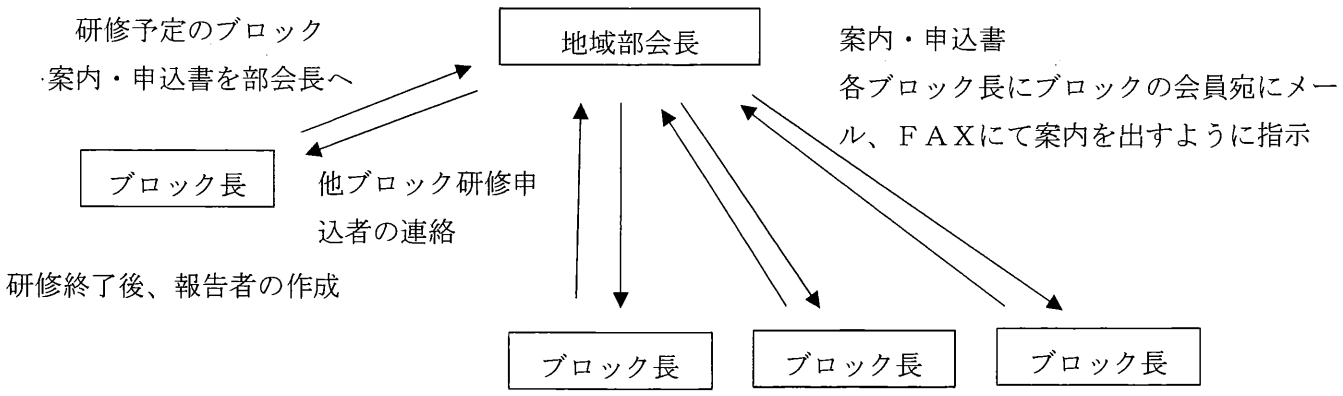

平成28年度： 学習部会活動予定表

	企　画	日　時	学習内容
1回	学習部会	9月16日(金)	コーチング研修(講師：江藤氏)
2回	学習部会	未定	未定
備考			

平成28年度： 岩国･柳井ブロック別活動予定表

	担当事業所	日　時	学習内容
1回	岩国･柳井ブロック	9月10日(土)	講演会：槻谷先生
2回	岩国･柳井ブロック	11月	認知症のお薬講座(志熊先生)
3回	岩国･柳井ブロック	1月	介護職のためのマナー研修
4回	岩国･柳井ブロック	3月	親睦会･次年度の打ち合わせ
備考			

平成28年度： 光・下松・周南ブロック別活動予定表

	担当事業所	日 時	学習内容
1回	光・下松・周南ブロック	9月23日(金)19時30分～21時30分	懇親会
2回	未定	11月下旬	ブロック学習会
3回	未定	1月下旬	ブロック学習会
4回	未定	3月初旬	ブロック学習会
備考			※ アンケートを基に企画予定

平成28年度： 防府・山口ブロック別活動予定表

	担当事業所	日 時	学習内容
1回	ニコニコ創・新田の楽さん家	7月29日(金) 19時～21時30分	28年度の活動報告・親睦会
2回	グループホームニコニコ創	9月	見学会＋学習会(コーチング研修)
3回	グループホーム白松苑	11月4日(金) 13時30分～15時30分	見学会＋学習会(地域交流について)
4回	ニチイほほえみ・新田の楽さん家	1月	救命救急法講習会
5回	グループホームあかつき苑	3月	見学会＋学習会
備考			

平成28年度： 宇部・山陽小野田ブロック別活動予定表

	担当事業所	日 時	学習内容
1回	宇部・小野田ブロック	9月23日（金）	懇親会
2回	喜楽苑	11月25日（金） 18時～	見学会＋学習会
3回	らくや	2月24日（金） 18時～	見学会＋学習会
備考			

平成28年度： 下関・萩・長門ブロック別活動予定表

	担当事業所	日 時	学習内容
1回	グループホームしおさい	8月30日（火） 13時30分～15時30分	『もう悩まない、すぐに使えるGHレクリエーション』講師：山田真奈美
2回	グループホームあやらぎ	10月12日（水）	見学会＋学習会
3回	下関・萩・長門ブロック	11月25日（金）	災害対策について
備考			

平成２８年８月１日

山口県 GH 協
光・下松・周南ブロック会員各位

光・下松・周南ブロック
ブロック長　坂本洋一（GH せせらぎ）

平成２８年度ブロック懇親会の開催について

時下、ご清栄のこととお喜び申し上げます。
早速ですが、今年度におけるブロック懇親会を開催したいと考えております。つきましては下記の様に日時を決めさせていただきます。
日常のねぎらいや、新たな方との交流も踏まえ、会員相互の情報交換などの場になればと考えております。ぜひ多くの方々の参加を頂けますと幸せます。
つきましてはファクスでの返信で期限までに参加者名をご連絡頂ければと思います。

記

日時：平成２８年　９月２３日（金）　　１９：３０～２１：３０
場所：敦煌周南店
会費：お一人さま　４，５００円

以上

返信期限：平成２８年９月１０日（土）

返信先 FAX：０８３４－６８－５４５４　　（担当）坂本まで

・・・連絡先・・・
グループホームせせらぎ
TEL：０８３４－６８－５４５４
FAX：０８３４－６８－５４５４
（担当）坂本洋一

ＦＡＸ：０８３４－６８－５４５４

グループホームせせらぎ（坂本行）

平成２８年度　山口県宅老所・グループホーム協会
光・下松・周南ブロック懇親会・参加申込書

９月２３日（金）　１９：３０～２１：３０

光・下松・周南ブロック懇親会に　参　　加　　・　　欠　　席

事業所名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　担当者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿

参加者

職名＿＿＿＿＿＿　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職名＿＿＿＿＿＿　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職名＿＿＿＿＿＿　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職名＿＿＿＿＿＿　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職名＿＿＿＿＿＿　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※ 参加人数に変更がある場合は前日の１２時までにお知らせください。
※ 当日のキャンセルについては会費を徴収させていただきますのでご承知ください。

９月10日（必着）〆切

平成２８年７月 21 日

各　位

山口県宅老所・グループホーム協会
北浦ブロック　安藤　明子　　〈公印省略〉
山田　真奈美　〈公印省略〉
岡安　哲哉　　〈公印省略〉
久保田　美香　〈公印省略〉

平成 28 年度　第１回　山口県宅老所グループホーム協会
北浦ブロックグループホーム研修会のご案内

時下、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、標記の事について、今年度第１回目の研修会を実施いたします。この度の研修会におきましては、先日行われました、総会後のブロック会議の際に提案いただいた「レクリエーション」について計画致しました。この研修を通し、入居者への質の高いサービス提供と職員のスキルアップ向上、情報交換の場になれば幸いです。つきましては、下記のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせの上、多数ご参加くださいますようご案内申し上げます。

記

日　時　　平成 28 年８月 30 日（火）　13：30　～　15：30

場　所　　〒759―4106　長門市仙崎 818 番地１　℡（0837）26‐6001
「ルネッサながと」　中会議室

研修名　　「もう悩まない、すぐに使えるグループホームレクリエーション」
講師名　　福祉レクリエーションワーカー　　山田真奈美氏（ＧＨしおさい管理者）

申込締切　平成 28 年８月 25 日（木）まで

申込・問い合わせ先　　グループホーム豊田　（担当　久保田）
℡　083－767－0058　　FAX　083－767－0057

参加費　　山口県宅老所グループホーム協会　会員　　無料　　非会員　　￥3000

山口県宅老所グループホーム協会　下関・萩・長門ブロック
　研修会担当　　グループホーム豊田　久保田行き

平成28年第1回　山口県宅老所グループホーム協会　下関・萩・長門ブロック研修会申込書

○日時　平成28年8月30日（火）13:30～15;30
○場所　長門市仙崎818番地の1　　「ルネッサながと」中会議室

貴ホーム名		電話番号 FAX番号	

参加者氏名		職　種	
参加者氏名		職　種	
参加者氏名		職　種	
参加者氏名		職　種	
※事前に質問・意見等ありましたら、ご記入ください。			

申込書送信先

グループホーム豊田　久保田宛　　FAX:(083)767－0057

※参加ご希望の方は、職種・氏名（意見・質問等）をご記入の上、この用紙をFAXにて送信願います。

※締切は、　**8月25日必着**　とさせて頂きます。

いま、介護保険制度を問う 上

社会福祉はどこへ

「私たちは介護労働者か、福祉労働者か」。これは重要な視点と考えます。介護保険制度が始まって15年目を迎えますが、それまでは一般的に私たち自身を「福祉労働者」として考えてきました。現在は、ほとんどの場において、またマスコミ等でも「介護労働者」「介護職員」と言われています。

介護保険制度は、あくまでも憲法25条のいわゆる「生存権」に基づいて作られた法律です。憲法25条は、一項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」。二項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定しています。

社会福祉は「福祉六法」にまとめられ、高齢者福祉分野においては「老人福祉法」があります。つまり「公的介護保険制度」は「日本国憲法」の精神の中にあると考えています。

介護労働者であることを否定はしませんが、その前提としての福祉労働者であることを噛みしめて、小論を進めたいと思います。

2000年4月から始まった介護保険制度は「介護の社会化」をかかげ、その量的整備をとりわけ在宅福祉の分野で重点的に進めてきました。その点で評価すべきです。

その評価の上で、現状と課題を2点に絞って考えてみます。

1　ケアマネジャー制度

介護保険により新たに、要介護認定、区分支給限度額、ケアマネジャー（以下ケアマネ）、応益負担、介護事業者の自由化等が始まりました。

ケアマネジャーの介在は無駄な出費
介護はただのサービス業にあらず

社会福祉の原理・原則は「必要な時、必要な人に、必要に応じてケアを行き届かせる」また、「どのような障がいをもとうとも、自らの生きる場所を自ら決定でき、そして人間としての尊厳が守られ、自由を享受していける場所や、地域をつくる営み」であると私は考えています。

この原理・原則を考える時、要介護認定、支給限度額に基づくケアマネ制度のあり方に課題があると思います。

私共の社会福祉法人では、ケアマネをあえて置いていません（2カ所のグループホームは除く）。デイサービス3カ所、ホームヘルパー事業所1カ所について、全て外部からの依頼です。

もちろん、一生懸命に対象者（クライアント）を思い、適切にいつでも対応してもらえるケアマネもいます。頼りになります。特に事業所から独立しているケアマネは中立・公平で積極的に行動していると日々感じています。

しかしながら、その他の多くのケアマネについて、適切で臨機応変な対応がなされておらず、すなわち本人理解の乏しい中で対応されていると強く感じています。

そうしたケアマネは、例えばデイサービス中の利用者の状況を把握しに来られませんし、主として家族との話し合いでケアプランを作成しています。本人の実態に合わないケアプランが多いと感じます。

<ことぶき福祉会>
1987年、島根県出雲市で槻谷さんが地域の認知症の人を対象に、デイサービスと宿泊サービスを提供する「ことぶき園」を自己資金で開設。「地域密着・小規模・多機能」をモットーとし、無料で365日いつでも利用できるホームヘルプも始めるなど、利用者のニーズに合わせた柔軟できめ細かいサービスを実践。現在制度化されている小規模多機能サービスの先駆けとも言われる。現在、新しい福祉のあり方を具現化するための新施設の開設に向け準備中。

去る5月22日、NHKのニュースで介護事業所とケアマネ（同一法人内）の不正請求の問題が報道されました。これは利用者にとっては不必要なケアが同一法人内の利潤追求の下、一本のペンで可能なことが明確になった事案であり、そうした温床がこの制度の中にはあると言えます。

全国の9割のケアマネが事業所に雇用されています。本来のケアプランは、現在の制度に基づくケアマネが介在するのではなく、その方の中心となる介護の現場が家族や他との相談や調整を担えば良いのです。ケアマネがケアプランを作り、事業所も細かなケアプランを作るのでは二重になっており、現行のケアマネのシステムは無駄な出費と考えます。

解決策は、現行のケアマネ制度を活用するならば、ケアマネを事業所から分離し、独立した市町村職員として存在させ、その人のケアの必要性を即判断し、事業所につなげるものとすること（これはケアマネの質的転換が必要です）。ケアプラン及び実施は中心となる事業所が責任を持つ体制にすべきと思います。不正のチェックはその市町村の「ケアマネ」が集団として責任を持って実施するのです。その結果、介護保険料の低減化にもつながると思います。

2　介護職員の人材確保

介護を要する高齢者の絶対的増加によって、介護職員は現在の150万人から2025年には250万人の確保が必要と言われています。この10年で100万人の新たな人材確保です。しかし、現在でも不足している介護職員の量的・質的向上を図ることは決して容易なことではありません。

なぜ介護職員の不足が発生しているのでしょうか。私は、根本的に職員待遇の低さにあると考えています。厚生労働省の調査よると全国の常勤介護職員（40歳ぐらいで勤続6年）の平均年収は約280万円、手取りは210万円です。一般労働者に比べ100万円少なく、公務員とは350万円も少ない状況です。

希望を持って入職した介護職員の離職率が極めて高い、また介護職をそもそも希望しない大きな理由に、待遇の低さがあることは明らかです。

もともと十分とは言えない介護報酬ですが、さらに今年度からのマイナス改定で当福祉社会の4、5月の時点でも平均7％の減収です。結果として、処遇改善金があったとしても待遇が悪化していく状況が生まれていると思います。人材確保に逆行しているのです。

介護保険制度以降、この15年間で介護報酬はほぼ同じ水準だったにもかかわらず、介護職員の年収は平均50万円も減少していることも厚労省調査で明らかにされています。推察するに、介護保険制度によって営利法人も参入できたことにより、少なからずの事業開設者（営利法人に限りませんが）に利益至上主義が現れ、職員待遇が悪化してきているのではないかと思うのです。

当福祉社会は同じ介護報酬の中でも常勤介護職員（開設者、事務、調理員除く）の年収は平均360万円です。健全で平等な方針を持てば今でも一定の年収が確保できると考えます。それでも待遇は不十分です。

介護報酬の根本的改善を求めたいと思うと共に「サービス業」だと平然と言う事業者の質的転換が可能な仕組みづくりが必要と思います。次回は福祉施設の現状と今後のあり方について考察します。（ことぶき福祉会理事長・槻谷和夫）

製品フラッシュ

三河産のうな重 5千個限定発売
イーエヌ大塚製薬

イーエヌ大塚製薬（岩手県花巻市）は、摂食回復支援食「あいーと」の限定商品として、愛知県三河産うなぎを使用したうな重を販売する。販売期間は、土用の丑の日に合わせて29日から9月30日の3カ月間。販売数量は5千個。

通常の食事を取ることが難しい人の、食べる機能と栄養状態の回復を支援する。独自技術で、食材本来の形や色、味、栄養素を保ちながら、舌でくずせる軟らかさに仕上げた。うなぎはミキサーにかけても小骨が残るため、咀嚼困難者にとっては食べるのが難しい食事のひとつだった。

うな重の人気は高く、初めて販売した昨年は予約販売開始から1日半で、用意した1千個を完売した。これを踏まえて今回は、販売数量を5倍にした。価格は2480円（税込、送料、振込手数料は別）。申し込みは電話（0120・400・141）やファクス、インターネット（http://www.ieat.jp/）で。

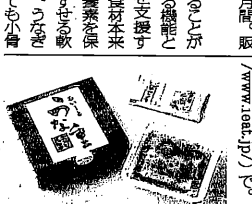

GPSを中敷きに どんな靴でも対応
介護用品愛ショップ

介護福祉商品開発・販売の介護用品愛ショップ（千葉県松戸市、047・703・7023）は、インソール（中敷き）に小型GPS端末を組み込んだ新商品「愛GPSインソール」を開発した。

「靴の選択肢を広げてほしい」という要望に応えた。新方式は、中敷きが取り外せるなどの一定の条件を満たせば「どんな靴でもGPS端末が搭載可能」という。GPS端末で、徘徊する認知症高齢者の早期発見につなげる。

GPS端末をストーカーなどの犯罪に悪用されないように、契約時に住所や連絡先、使用者の身元が確認できる書類（運転免許証や健康保険証、パスポートなど）の提出を徹底する。2年契約時の商品価格は8万7千円（入会金6千円、インソール7千円、端末料金2万円、月額使用料2250円など）。レンタルにも対応する。

あなたと夢を、ごいっしょに。 PanaHome

2018年度 ダブル改定に備える 医療法人・介護事業所 高齢者住宅セミナー2015

【第1部】高齢者住宅事業の介護報酬改定対応
主要介護サービス 実践考察
住宅事業と地域密着型サービス、デイ、訪問…

今瀬 俊彦 氏

●演者 今瀬 俊彦氏 今瀬ヘルスケアコンサルティング 所長　馬場 博氏 一般社団法人 C.C.Net チーフアドバイザー　門脇 敏弘氏 ㈱ストラテジ&システムズコンサルタント 専務取締役

【第2部】重要課題（重度・リハ・認知症等）に対応する事業所経営
「高齢者住宅 成功事例解説」
●演者 パナホーム㈱ エイジフリー事業推進部

【第3部】～法人経営活用術～
どう対応するか「処遇改善交付金」
●演者 鷹取 敏昭氏 人事マネジメント研究所 進創アシスト 他

	名古屋会場	群馬会場	宇都宮会場	静岡会場	三重会場	松本会場	金沢会場	大阪会場
開催日時	7月11日(土) 12:30～16:30	7月11日(土) 13:00～17:00	7月18日(土) 13:00～17:00	7月18日(土) 13:00～17:00	7月20日(祝) 13:00～17:00	7月26日(日) 13:00～17:00	8月9日(日) 13:00～17:00	8月23日(日) 13:00～17:00
第1部	今瀬 俊彦	馬場 博	馬場 博	門脇 敏弘	門脇 敏弘	今瀬 俊彦	今瀬 俊彦	今瀬 俊彦
第3部	鷹取 敏昭	加藤 之敬	葛西 美奈子	鷹取 敏昭	鷹取 敏昭	鷹取 敏昭	鷹取 敏昭	鷹取 敏昭
会場	ウインクあいち 1302号室（JR名古屋駅桜通口から徒歩5分）	群馬公社総合ビル 1F西研究室（JR新前橋駅から車で約6分）	パナホーム北関東 宇都宮事業部 セミナールーム	静岡駅ビル「パルシェ」7階特別会議室3（静岡駅直結）	津都ホテル5階伊勢の間（近鉄・JR津駅より車で5分）	松本東急REIホテル 3階オークルーム（JR松本駅から徒歩3分）	ホテル日航金沢 5階松の間	グランフロント大阪 タワーB 10階 B01
定員	60名	50名	40名	40名	40名	50名	30名	60名

■対象 病院 診療所 介護事業所（開設予定者・土地活用を含む）　■参加費 無料

個別相談会開催！ お気軽にお申し込み下さい

（主催）お申し込みは… 株式会社日本医療企画 ☎03-3256-2885［高齢者住宅セミナー担当］
詳細はホームページを御覧ください http://www.jmp.co.jp/seminar/kourei
パナホームのホームページからお申し込みもできます。

（共催）パナホーム株式会社 エイジフリー事業推進部 〒560-8543 大阪府豊中市新千里西町1-1-4
パナホーム 高齢者住宅 検索
www.panahome.jp/mw/

いま、介護保険制度を問う 下

社会福祉はどこへ

「管理」「収容」への反発を原動力に

今回は、高齢者福祉施設（入所施設）の現状と課題について述べます。

日本における「老人施設」の始まりは、明治時代の聖ヒルダ養老院と言われ、以降、大正、昭和の第二次世界大戦終了後まで、この「養老院」の名称が一般的に使用されてきました。その後1947年5月3日に発布された日本国憲法に基づき、1950年の生活保護法で公的施設として位置付けられ、1963年の老人福祉法において特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームに分化され、救貧対策からの脱皮が図られました。これは基本的に今日においても踏襲されています。

さて、私は1976年、23歳で定員100名の特別養護老人ホーム（以下特養）に就職しました。特養が制度化されてまだ14年目、まだまだ発展途上の課題があった時代でした。

私が就職して驚いたのが施設のパンフレットに管理棟（園長室、指導員室、事務室）と収容棟（入居者の部屋と介護者である寮母室）と記載されていたことでした。入居者の台帳も「収容者台帳」です。この「収容者」を手書きで「入園者」と直した思い出があります。

就職して2日目に廊下を1人で歩いていたら、小さな食堂に1人でいた88歳の男性に呼び止められました。私が通るのを待っていたと感じました。2人だけになりこう言われました。「君は私と同郷と聞いた。その訛みで言うが僕たちも同じ人間だということを忘れないで欲しい」そして「僕たちは君たちよりよっぽど人生を歩んでいる」と。これは私の福祉の原点であり、その回答を求めて40年近く実践の場に立ち続けている原動力になっています。

当時の入居者の暮らしは全国に共通すると思いますが、4～6人部屋に始まり酒、たばこの制限や禁止、食事時間とりわけ夕食時間の早さ（16：30前後が通常）、入浴や排泄介助時の流れ作業的介護、基本的にベッド上での暮らしです。また、建設されている場所もいわば人里離れたところでした。すなわち1人の人間としての営みが極めて制限されていたと思います。憲法で示された「健康で文化的な暮らし」、老人福祉法2条で謳われた「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」にはとても十分とは言えないと考えてきました。

こうした状況はこの半世紀の中で、全国各地の実践者たちの努力や厚労省（当時は厚生省）の動きによって様々な改善がなされてきました（個室化や夕食時間の適正化、排泄介護の向上、ユニットケア他）。しかし基本的に変わらない部分もあると思います。とりわけ直接介護職員の最低配置基準は十分に改善されず、個々のホームはその定員を上回って配置しています。それでも認知症グループホームの日中の利用者3人に職員1人、夜間は9人に1人と比べても不十分です。

利用者の声が「福祉」をつくる 「自ら考え実践」こそ喜びに

さて、私は特養で11年間勤務した後の1987年に「地域密着小規模多機能老人ホーム」を始めました。まだ制度の影も形もない時です。デイサービスと宿泊サービスを1人ひとりの状況に応じて臨機応変に利用してもらうものです。後に24時間365日使えるホームヘルプサービスも始めました。

入居者の「ジゲ（生まれ育った地域）で本当は暮らしたい」「自由な暮らしがしたい」、「夫婦で暮らしたい」という願い。また、「痴呆性老人をかかえる家族の会」（現在の「認知症の人と家族の会」）で出会った在宅介護中の家族の「一晩でもゆっくり大の字になって寝てみたい」「たまには旅行に行きたい」「認知症の母を置いて仕事に行く時、行方不明とならないために柱に縛って行かざるを得ない」――等々の声に、何とか少しでも応えたいとの思いからでした。

この「地域密着小規模多機能老人ホーム」のあり方は、地域の人々や、福祉関係者、マスコミ関係者、そして国・県・市の理解を得て少しずつ制度化に向かい、現在では認知症デイサービスや認知症グループホーム、小規模多機能ホームなどが国の制度となっています。

それはもちろん私だけではなく、全国で心ある実践者たちが託老所（宅老所）をつくり上げた力は大きかったと思います。そして、それを制度に取り入れようと決断した、時の厚生省の未来指向力が大きく寄与したと考えています。

「総合入所」を施設のスタンダードに

これからの福祉は、施設も在宅も大規模から小規模へ、人間として尊厳ある暮らしは、家庭的な環境で役割が発揮され自己決定に基づいて運営される施設であるべきです。同時に高齢者のみを対象とした施設づくりから世代を超えた暮らし、要介護者のみの施設（すなわち分類入所）から総合入所へと転換すべきと考えています。

こうした考えの下、現在私共の社会福祉法人では「小地域相互ケアホーム」と銘打った新しい施設構想を実現しようと動き出しました。900坪の土地に10軒の小さな家（13坪・20坪・30坪）と、交流ホーム（60坪）を建設し、互いに支え合いながら実りある人生を送るあり方です。

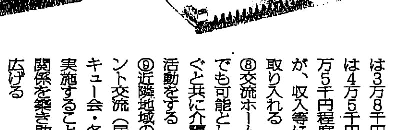

「小地域相互ケアホーム」のイメージ。ここから新しい福祉のあり方を発信していきたい

この構想の理念は次の通りです。

①これまでの福祉施設の集団的・共同的生活から戸建によるプライバシーを守る生活をはかる

②夫婦、家族の心身状況を問わない同時入所を可能とする（要介護者と介護者を分離しない、一部要介護状況の有無を問わない）

③子供、青年、壮年、高齢者そして高齢でない障がいを持つ方も含めての一体的利用をはかる

④住民相互の助け合い精神を基とし、24時間体制で生命と暮らしを守る

⑤生産・共働活動（畑、作品他）を展開し、生きがいづくりを進めると共に一定の収入を得る状況をつくる

⑥必要に応じて外部からのホームヘルパー派遣、あるいは近隣のデイサービス等の福祉サービスを利用する

⑦家賃は月額で1～2人用は3万8千円、2～4人用は4万5千円、家族用は6万5千円程度を基準とするが、収入等に応じた負担を取り入れる

⑧交流ホームの利用をいつでも可能とし、孤立化を防ぐと共に介護予防・維持の活動をする

⑨近隣地域の人々とのイベント交流（居酒屋・バーベキュー会・各種会合他）を実施することで相互の信頼関係を築き助け合いの輪を広げる

⑩保健・医療との協力関係を確立し安心して最期まで暮らせるホーム（家）とする

今年秋から建設を始め、来年の早い時期に開設する予定です。いずれこの「小地域相互ケアホーム」が福祉の新しい形のひとつとして公的制度になることを目指して努力したいと思います。

福祉労働の質は臨機応変さに

最後に、入所施設の問題とは離れますが、皆さんに伝えたいことがあります。介護保険制度以来とても気になっているのが、記録の煩雑さと多量化、マニュアル化です。

記録は当然重要ですが、例えば利用者が1時間ごとに何をしているかを細かく記入している施設も多く、記録のための記録となっていないか、本人が見えなくなっていないかと危惧しています。利用者の存在がきちんと記録されていることが重要と私は思います。

このことはマニュアル化の問題でもあります。社会福祉労働は自分の頭で考え、自分の裁量権で物事が進められ、課題が達成されるところに労働の楽しさ、喜びがあると考えます。それなのにマニュアル化の中で自分の考えを持つことができないとしたら、目の前の利用者の「幸福追求の権利」（憲法13条）が満たされないと思います。

例えを1つ上げましょう。ホームヘルパーの電球交換です。職歴の長さや資格の有無にかかわらず、いずれもの人が「ヘルパーは電球交換はできません」と言います。専門学校の教師たちも同じです。ところが「根拠は」と問うても明確な答えはありません。島根県の通知を調べましたが決して一般的に禁止している内容とはなっていません。

私は県の担当者とこの件について話しましたが、状況を踏まえて当然交換をしなければならない場合があることで一致しました。当福祉会のホームヘルパーも以前より交換をしています。

重要なのは、利用者の状況を十分承知した上で、その立場に立ち必要に応じて臨機応変に対応する労働者の質であり、それを可能とするヘルパー責任者、経営者の質です。マニュアル化によるケアプランの作成、及びケアプランの内容しか行わない単純労働の実態は、本来の福祉労働と真逆のところにあります。

私たちはマニュアル化されたサービス業（お客様相手の仕事）をしているのではなく、ケアの専門家として利用者の人間性を尊重し、多面的なニーズに応え、理性的かつ積極的に物事を解決する労働者でありたいと願っています。

主権者は国民であり、国民の社会的な幸福を追求するという信念があれば、社会がどのような状況になろうとも現状打開の道は拓けると確信します。そのための個々、及び集団として活動することが求められると思います。

（ことぶき福祉会理事長・槻谷和夫）

DVD販売 お申し込みは下の申込用紙でシルバー新報まで

1週間ほどで届きます。品物を受け取る際に代金をお支払い下さい。
※お申込みにより入手する個人情報は、注文品の発送に限定して利用いたします。

最新作 介護職を目指す大学1年生が介護福祉実習の現場を通じ施設の利用者、職員から感じたこと

認知症の人と初めて向き合うこと 全3巻

～介護福祉実習の現場より～ コミュニケーション編

収録内容
第1巻 ～事前学習編～ 本編……19分
第2巻 ～実習編①～ 本編……22分
一問一答編…… 8分
第3巻 ～実習編②～
～事後学習編～ 本編……21分

各巻 18,000円（税別）
3枚組セット価格 50,000円（税別）

DVD3枚 | 片面1層ディスク | 16:9
MPEG2 | 不許可複製

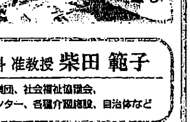

全3巻共通内容
・大学1年生に聞いてみる「介護ってなに？」
・東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科
・生活支援学専攻介護福祉士コースのカリキュラムの紹介

企画協力：東洋大学ライフデザイン学部 生活支援学科 准教授 柴田 範子
＜対象＞ 福祉系大学、短大、専門学校、高等学校、介護福祉士養成施設、社会福祉事業団、社会福祉協議会、福祉人材センター、福祉事務所、地域包括支援センター、介護実習・普及センター、各種介護施設、自治体など

※詳しくはシルバー新報ホームページ「福祉関連書籍・DVD」コーナーへ

撮影協力：東洋大学／小規模多機能型居宅介護 ひつじ雲／社会福祉法人 美咲会 みずほ苑

企画・制作：東京シネ・ビデオ株式会社 販売：シルバー新報 販売係 Tel 03-3359-5371

申込書 ご注文は、いずれかを○で囲み、本数を明記してください。

認知症の人と初めて向き合うこと
～介護福祉実習の現場より～コミュニケーション編
全3巻セットDVD…（ ）セット
第（ ）巻DVD…（ ）本

■住所

■企業・団体名

■所属

■氏名

■電話番号

■FAX番号

お申し込みFAX番号 7月3日号
03－3351－1939

特別企画の学習会について
ＧＨ連会長をお招きしてのＧＨ連の活動説明と学習会

日時：１０月１日（土）
　　18：00～21:00 の間
場所：パルトピア山口
懇親会　設定

内容　ＧＨ連の活動説明とグループホームの在り方と今後の展望について

ちらし配布：盆明け

〇運営に関して
運営委員会を組織
運営委員：各部会より１名

宮崎 直人 氏

プロフィール

介護支援専門員（ケアマネージャー）
社会福祉主事
認知症介護指導者

有限会社 グッドライフ 代表
（グループホーム アウル　２ユニット　18 名、デイサービスセンター アウル　10 名　（1 日）、グループホーム アウル登別館　２ユニット　18 名、グランデージ北湘南（安心ハウス）、居宅介護支援事業所　アウル）
北海道室蘭市生まれ。結婚式場の営業マン、飲食店勤務を経て特別養護老人ホーム職員となり福祉の道へ。

全国グループホーム団体連合会　会長
一般社団法人　北海道認知症グループホーム協会　会長
北海道デイサービスセンター協議会　副会長
日本認知症ケア学会　評議員

著書
共著　北海道監修　『痴呆性高齢者グループホーム研修テキスト』GH 協議会　2001.5
共著　中島紀恵子編著　『グループホームケア』日本看護協会出版部　2001.10.1
共著　森 繁樹編集代表　『事例を交えて学ぶ　認知症高齢者グループホーム』中央法規　2007.2.20
自費出版　『魂からのメッセージ」～今日のインスピレーション～　2009.7.27

一人の心を見つめるケア（ＤＶＤ）制作

趣味：魂の追求・森林浴・散歩・バードウォッチング
特技：剣道４段　～現在、５段を目指しています

相談窓口について

相談内容は運営に関するものとし、原則、相談窓口は事務局と各理事とする。

回答が介護保険制度上において明確な場合は事務局、各理事が対応することとし、対応内容をメーリングリストで報告する。判断の難しい相談内容については理事会のメーリングリストに上程し、審議の上、意見の集約を行い、相談者へ回答を行う。

市町村の行政窓口や厚生労働省への問い合わせが必要な場合、当該ブロックのブロック長、もしくは会長、副会長がこれを行う。

相談内容と回答はＱ＆Ａとしてホームページに掲載する。

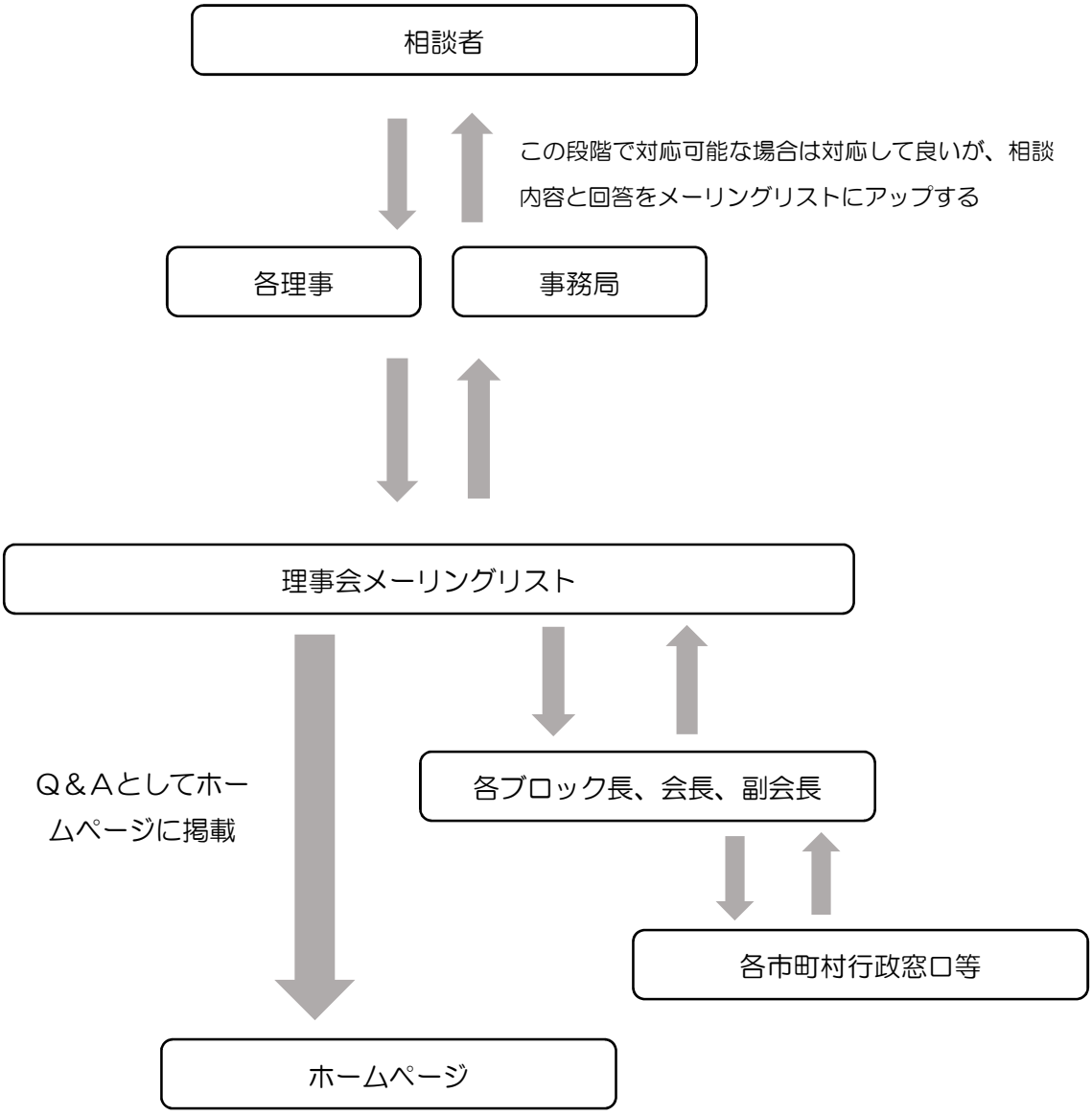

平成２６年１１月２０日

周　南　市　長　　様

要　望　書

郵便番号　〒 745-1131
所 在 地　山口県周南市戸田 2806-1　山口県 GH 協事務局
団 体 名　一般社団法人　山口県宅老所・グループホーム協会
代表者名　　会長　　十　楽　浩　之
電話番号　０９０－８９９８－８９７７

件名　　認知症高齢者グループホーム利用者の負担軽減について

１．要望事項

・認知症高齢者グループホームを利用する低所得者に対して、居住費等（食費・居住費）の負担軽減を図ってもらいたい。

２．理　由

・認知症高齢者グループホームは、実態として２４時間滞在型の介護保険サービスでありながら介護保険施設（特養・老健・療養病床）とは区別して考えられている為に、特定入所者介護サービス費の支給による居住費等の軽減措置がありません。一般的なグループホームの場合、利用するには所得にかかわらず月１５万円程度の費用がかかりますが、低所得者の方が利用したいと思っても利用者の負担額が高い為に、利用するのが困難となっております。

つきましては、認知症高齢者グループホームを利用する低所得者の負担軽減策について、市町においてご検討ください。

全国グループホーム団体連合会
Japan Federation of Group-Home

お手数ですが、1事業所ごと回答をお願いします。

介護事業者番号（必須）
※事業所を特定するものではなく、重複、成りすましの防止、データの整合性ために
必須とさせて頂いております。

入力してください / *****

事業所 所在地 地域をお答えください。

■北海道地方
○ 北海道
■東北地方
○ 青森県 ○ 岩手県 ○ 宮城県 ○ 秋田県 ○ 山形県 ○ 福島県
■関東地方
○ 茨城県 ○ 栃木県 ○ 群馬県 ○ 埼玉県 ○ 千葉県 ○ 東京都 ○ 神奈川県
■中部地方
○ 新潟県 ○ 富山県 ○ 石川県 ○ 福井県 ○ 山梨県 ○ 長野県 ○ 岐阜県
○ 静岡県 ○ 愛知県
■近畿地方
○ 三重県 ○ 滋賀県 ○ 京都府 ○ 大阪府 ○ 兵庫県 ○ 奈良県 ○ 和歌山県
■中国地方
○ 鳥取県 ○ 島根県 ○ 岡山県 ○ 広島県 ○ 山口県
■四国地方
○ 徳島県 ○ 香川県 ○ 愛媛県 ○ 高知県
■九州地方
○ 福岡県 ○ 佐賀県 ○ 長崎県 ○ 熊本県 ○ 大分県 ○ 宮崎県 ○ 鹿児島県
■沖縄地方
○ 沖縄県

◉ 未回答

全国グループホーム団体連合会加盟の地域の協会・協議会等の会員事業所であるかお答えください。
※下記の加盟団体一覧をご参照ください

○ はい ○ いいえ ◉ 未回答

加盟団体 一覧

■北海道地方
・（社）北海道認知症グループホーム協会
■東北地方
・山形県認知症高齢者グループホーム連絡協議会 ・（特）宮城県認知症グループホーム連絡協議会
・（特）福島県認知症グループホーム連絡協議会
■関東地方
・(特）茨城県地域密着型介護サービス協議会 ・群馬県地域密着型サービス連絡協議会
・山梨県グループホーム協会 ・東京都地域密着型協議会
■中部地方
・（特）長野県宅老所・グループホーム連絡会 ・（特）岐阜県グループホーム協議会
■近畿地方
・三重県地域密着型サービス協議会 ・淡海グループホーム協議会（滋賀県）
・（特）京都府認知症グループホーム協議会
■四国地方
・高知県宅老所・グループホーム連絡会